

第41回地域づくり団体全国研修交流会栃木大会運営業務委託 公募型プロポーザル審査要領

第1 目的

第41回地域づくり団体全国研修交流会栃木大会運営業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書を適正に評価するため、第41回地域づくり団体全国研修交流会栃木大会運営業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

第2 審査会の設置

企画提案書の審査を行うため、第41回地域づくり団体全国研修交流会栃木大会運営業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に会長を置く。なお、会長は、第41回地域づくり団体全国研修交流会栃木大会実行委員会委員長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括する。

2 運営

- (1) 審査会は、会長が召集する。
- (2) 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、会長を含む4名以上の委員が出席して開催するものとする。
- (4) 会長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

3 守秘義務

会長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- (1) 企画提案書の審査は、企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションの内容をもとに、別表2に規定する審査項目ごとに評価を行い採点する。
- (2) 委員が行った採点の合計を、評価点とする。
- (3) (2)により算出した評価点をもって、点数の高い者から順に、委員ごとに提案者の順位付けを行い、全ての企画提案者の中で、最も多くの委員が1位とした者を委託契約候補者とする。なお、最も多くの委員が1位とした者が複数の場合は、各委員の評価点の合計が最も高い者を委託契約候補者とする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、各委員の評価点の平均が60点以上である場合に限り、委託契約候補者とする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、令和7(2025)年度の事業において適用する。

(別表 1 審査会の構成)

所属	役職	備考
地域づくり団体全国研修交流会 栃木大会 実行委員会	実行委員会 委員長	会長
	事務局長 (栃木県総合政策部地域振興課長)	
	事務局次長 (同 課長補佐(総括))	
	事務局員 (同 地域づくり支援担当課長補佐(GL))	
	事務局員 (同 地域振興・とちぎ暮らし推進担当副主幹(GL))	

(別表2 審査項目)

区分		評価項目	配点
1	総論	(1) 本事業の業務目的及び業務内容を十分に理解しているか。大会の趣旨や本県の現状・特性を踏まえているか。	1.0
2	企画	(2) 【本大会に則した申込みシステムの提案・対応】 全国からの参加申込を円滑に受け付けることができる仕組みとなっているか。また、複数の分科会の参加希望順位を確認できたり、参加者のアレルギー等の有無を確認できるなど、申込後の連絡調整を軽減できるような仕組みがあるか。	2.0
		(3) 【全体交流会における歓迎セレモニーの企画・提案】 栃木県ならではの出し物が提案されているか。交流会参加者の緊張をほぐすとともに、参加者間の交流のきっかけとなるような、おもてなしとしてふさわしい内容を提案しているか。	1.0
		(4) 【その他本大会を効果的かつ円滑に開催するための提案】 分科会、全体交流会・全体会をスムーズに進められるような体制の構築など、仕様書にて求められる内容以上の提案があり、かつ業務目的達成に有効な手段となっているか。	1.5
3	組織体制 及び 計画実現性	(5) 過去に官公庁から同類の業務を受託したことがあるか	1.0
		(6) 事業の実施に必要な業務実施人員体制が示されているか。	1.5
		(7) 実現可能かつ適切な事業スケジュールが示されているか。	1.0
4	経費の積算	(8) 積算が予算の範囲内であり、内容等が妥当か。	1.0
合計			100